

国 保 通 信



■問い合わせ
市民生活課 保険年金係

☎75-2159

私たちは病気やケガをしたときに安心して治療が受けられるよう、必ず何らかの健康保険に加入しなければなりません（国民皆保険制度）。国民健康保険は健康保険の一つです。国民健康保険に加入や離脱するときなどは必ず届出をしましょう。

●加入
国民健康保険の加入・離脱は自動的に
行われません。必ず被保険者の届出と手続きが必要です。

●離脱
届出をしないと後でさかのぼって
保険税を払ったり、払わなくてもよい
請求がきたりします。

●必要なもの
次のような場合は、必ず届出をお
願います。

- 加入
 - ①職場等の健康保険を辞めたとき。
その保険の被扶養者でなくなった
とき。
 - ②子どもが生まれたとき。
 - ③市外から転入したとき。
 - ④生活保護を受けなくなったとき。

●必要なもの

- 印鑑
 - ①の場合は、健康保険を喪失した
日が分かる証明書。（健康保険資
格喪失証明書、離職票など）

●必要なもの

- 印鑑、国保の保険証
 - ①の場合は社会保険証
- その他
 - ①住所、世帯主、氏名が変わったとき。
 - ②世帯を分けたとき、世帯を合わせ
たとき。
 - ③保険証を紛失したり、破損して使
えなくなったとき。

●必要なもの

- 印鑑、国保の保険証
 - 運転免許証など本人確認書類を
ご持参ください。

『消したかな あなたを守る 合言葉』

(平成22年度全国統一標語)

11月9日(火)～15日(月)

平成22年 秋季全国火災予防運動

火の取り扱いに注意しよう!!

今年も秋季全国火災予防運動が実施されます。これから火災のおこりやすい時季になるため、火災の発生を未然に防止し、火災における死者を減らすことが運動の目的です。近年は5年連続で住宅火災による死者が1,000人を超えています。住宅火災による死者を減らす「切り札」の住宅用火災警報器を設置し、一人ひとりが安心して暮らせる町づくりを実現しましょう。

平成22年、多久市では、建物5件、車両1件、その他2件の火災が発生しています。十分、気をつけましょう。
(9月30日現在)



●『住宅防火 いのちを守る 7つのポイント』●

< 3つの習慣 >

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスこんろなどのそばを離れる時は必ず火を消す。

< 4つの対策 >

- ①逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐため、防炎品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すため、住宅用消火器等を設置する。
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

小・中学生「火災予防ポスター
入賞作品展示と表彰式」ご案内

展示会場 中央公民館
展示期間 11月9日(火)～15日(月)
表彰会場 多久消防署
表彰日時 10月30日(土)10時～

■問い合わせ 多久消防署 予防指導課 ☎75-2191

2011年(平成23年)版
さが県民手帳発売中



統計編データ、観光施設の案内、官公庁の所在地、郷土の歳時記など、仕事や暮らしに役立つ情報が多数掲載!

■価格(共に若葉色で専用鉛筆付)
大型(14.2×9cm) 650円
小型(10.8×7.5cm) 500円

■販売場所
広報統計係(多久市役所3階) ☎75-2116
多久市観光協会 ☎74-2502
TSUTAYA多久店(配達可) ☎74-4174

■問い合わせ
総務部 経営統括室 広報統計係 ☎75-2116